

システムを利用する変更事項及び共通書類一覧

下記の「システムを利用する変更一覧表」の項目に変更が生じた場合は、速やかに「競争入札参加資格申請受付システム」で変更申請を提出し、共通書類を共同受付窓口（埼玉県総務部入札審査課）に郵送してください。

共通書類

共通書類は、次の 及び です。なお、 の添付書類がない場合は、 の送付票のみ提出してください。

送付票印刷

システムでの入力が完了した後に表示される画面を印刷したものです。

必ず「申請区分」 = 「変更」

かつ

「申請（届出等）年月日」 = 「データ送信日」となっていることを確認してください。

システムを利用する変更一覧表の添付書類

郵送先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当（工事）

システムを利用する変更一覧表

項番	区分	変更事項	建設工事	設計調査測量	土木施設維持管理	添付書類 (変更後のもの)	摘要
1	法人	商号又は名称				履歴事項全部証明書（写し可）	申請日前3か月以内のもの
2	個人	商号又は名称				建設業許可の変更届の写し	行政庁の收受印のあるもの
						登録行政庁に提出した変更届の写し	設計調査測量の登録がある場合 1
3	法人	本店（主たる営業所）の所在地				履歴事項全部証明書（写し可）	申請日前3か月以内のもの
						建設業許可の変更届の写し	行政庁の收受印のあるもの
						登録行政庁に提出した変更届の写し	設計調査測量の登録がある場合 1
4	個人	本店（主たる営業所）の所在地				建設業許可の変更届の写し	行政庁の收受印のあるもの
						登録行政庁に提出した変更届の写し	設計調査測量の登録がある場合 1
						「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）（写し可）	申請日前3か月以内のもの 設計調査測量は登録がない場合

項番	区分	変更事項	建設工事	設計調査測量	土木施設維持管理	添付書類 (変更後のもの)	摘要
5		本店（主たる営業所）の電話番号、FAX番号、電子メールアドレス				なし	
6	法人	代表者				履歴事項全部証明書（写し可） 建設業許可の変更届の写し	申請日前3か月以内のもの 行政庁の收受印のあるもの
7	法人	代表者の役職名又は氏名（改姓、改名等）				履歴事項全部証明書（写し可）	申請日前3か月以内のもの
8	個人	事業主の氏名（改姓、改名等）				戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）（写し可） 又は 建設業許可の変更届の写し 又は 登録行政庁に提出した変更届の写し	申請日前3か月以内のもの 行政庁の收受印のあるもの 設計調査測量の登録がある場合 1
9		代理人				委任状【様式E-5】 建設業許可の変更届の写し	全ての申請先自治体分 行政庁の收受印のあるもの
10		代理人を置く営業所の名称				委任状【様式E-5】 建設業許可の変更届の写し 登録行政庁に提出した変更届の写し	全ての申請先自治体分 行政庁の收受印のあるもの 設計調査測量の登録がある場合 1
11		代理人を置く営業所の所在地				委任状【様式E-5】 建設業許可の変更届の写し 登録行政庁に提出した変更届の写し	全ての申請先自治体分 行政庁の收受印のあるもの 設計調査測量の登録がある場合 1
12		代理人を置く営業所の電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス				なし	
13		代理人の役職名				委任状【様式E-5】	全ての申請先自治体分
14		代理人の氏名（改姓、改名等）				戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）（写し可）	申請日前3か月以内のもの
15		申請事務担当者（部課係名、氏名、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）				なし	

項番	区分	変更事項	建設工事	設計調査測量	土木施設維持管理	添付書類 (変更後のもの)	摘要
16		行政書士名、行政書士連絡先電話番号、行政書士連絡先ファクシミリ番号				委任状【任意様式】	電話番号、ファクシミリ番号のみ変更する場合は、連絡先のわかるもの（委任状不要）
17		建設業許可番号				許可通知書（証明書）の写し	許可換えの場合必要更新の場合は不要
18		監理技術者数				監理技術者の状況【様式 E - 7】	
19		設計調査測量における登録の有無				次に該当するものの写し ・新規又は更新の登録通知書（証明書） ・登録の取消・削除の通知書 ・更新されなかった旨を記載した書面	測量業者・建築士事務所登録については、申請事業所が登録されていることがわかるものも併せて提出
20		契約権限の変更（一括変更）				委任状【様式 E - 5】	代理人で申請する場合
						申請事業所の許可業種が分かる書類の写し	行政庁の收受印があるもの
						申請事業所の登録が分かる書類の写し	測量業者・建築士事務所登録の場合行政庁の收受印があるもの

1 申請事業所で測量業者・建築士事務所の登録がある場合は、申請事業所の変更内容がわかるもの。（変更届を提出する場合は、登録行政庁の收受印があるもの。）

地質調査・補償コンサルタント・建設コンサルタント・不動産鑑定業者・計量証明事業者・土地家屋調査士の登録の場合は申請事業者の変更内容がわかるもの。（変更届を提出する場合は、登録行政庁の收受印があるもの。）

2 審査の過程で上表以外の書類が必要になった場合は、改めて書類提出をお願いすることがあります。

注意点

1 事業者が複数の事業所を登録している場合は、登録している事業所ごとに変更申請及び添付書類を提出してください。

ただし、提出する添付書類が重複している場合は、1部だけ提出してください。（変更している事項、業務ごとに提出する必要はありません。）

表に掲載された添付書類のほかに独自の書類を必要としている自治体が 31 あります。自治体で独自に必要な書類については、「自治体別書類」を参照のうえ、申請自治体にそれぞれ郵送してください。